

学校法人静岡英和女学院 行動計画

教職員が仕事と生活の調和を図り、仕事と子育てを両立しながらその能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成 28 年 3 月 1 日～平成 33 年 2 月 28 日までの 5 年

2. 内 容

目標 1

次世代育成支援対策推進法第 13 条に基づく認定に伴う、改正された出産や育児休業等の制度についてのパンフレットを作成し、教職員に配布して制度の周知と利用の促進を図る。

● 平成 28 年 3 月～

出産や育児休業等についての制度に関するパンフレットを作成し、教職員に配付することにより、制度の周知、利用の促進を図る。

● 平成 28 年 4 月～

出産や育児休業の取得状況、教職員間の周知状況を調査し、さらに実効性のあるパンフレットの作成及び周知の徹底を図る。

目標 2

子の看護休暇の取得日数を年平均 5 日以上とする。(H26 年度 2.4 日)

● 平成 28 年 3 月～

対象者の労働現状を調査し、環境改善策を検討する。

● 平成 28 年 10 月～

管理職への指導をするとともに対象者への制度周知を行い、休暇取得を促す。

● 平成 28 年 10 月～

取得実績を把握し、改善、拡充を検討する。